

PCB 汚染安定器の受け入れについて

PCB 汚染安定器は原則高濃度汚染物として処理することになっていますが、環境省の通知(*1)により、一部低濃度での処理が認められました。その条件については次のとおりです。

- ・安定器のコンデンサ取り付けには固定型と外付け型あり、外付け型が対象です。
- ・外付け型は、安定器本体より簡単に取り外すことができるものです。
- ・外付け型のコンデンサを取り外します。コンデンサは高濃度で処理します。
- ・コンデンサを取り外した残りの鉄芯等（以下「金属屑」）の PCB 濃度を拭き取り試験により測定します。
- ・分析の結果が低濃度と判明した金属屑を低濃度で処理できます。

当社はこの環境省の通知に沿って安全に解体された金属屑を受入れて処理をしています。当社は、契約時に解体された安定器につきまして、外付け型であることを保管事業者様に確認いたします。また、受入時にも外付け型の解体であることを確認するため検査いたします。万が一固定型の解体物が混入している場合は、入荷した安定器全部を返却することになりますのでご承知おき下さい。ご不明の場合はお問合せください。

*1：「ポリ塩化ビフェニルが使用された廃安定器の分解又は解体について（通知）」（環廃産発第 14091618 号 平成 26 年 9 月 16 日付）